

この中小企業高度化資金貸付金は、「研究開発型企業等投資支援事業」によるものである。当該事業の目的はつぎのとおりである。すなわち、「リーディング産業の成熟化とともに、地域産業空洞化の懸念が現実化しつつある中で、地域経済の活性化と雇用の創出が求められている。このため、新たな産業群の担い手として、企業化精神に富み、創造的な事業活動を行う中小企業を育成していくことが急務となっている。今後、研究開発型企業の育成にあたっては、これら企業の資金調達方法について、これまでの間接金融(銀行借入れ)中心から直接金融(株式や社債の発行)を含めた形態へ多様化していくことが大切になっている。そこで、直接金融に関して、政策的な補完措置を講ずることにより、これら企業の資金調達の円滑化を図るとともに、県内の民間投資会社に研究開発型企業等への投資に対するノウハウを蓄積し、独自の投資を促進する」，これである。

だから、投資対象企業は、中小企業創造活動促進法(「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」)に基づき、著しい新規性を有する技術に関する研究開発、事業化または事業化に必要な需要開拓事業を行う中小企業で、知事の認定を受けた株式会社または株式会社を設立しようとする者とされていた。事業の実施期間は、平成7年から14年までの8年間であり、17年3月末の貸付金残高は、9.1億円である。したがって、現時点において、当該貸付制度は終了しており、県の業務は回収のみである。

監査結果

当該資金の貸付先は、すべて財団法人えひめ産業振興財団である。回収可能性については、貸付先が財団法人えひめ産業振興財団であることから、100%の回収可能性を見込んでいる。しかし、仮に指定管理者制度の導入により財団への業務委託が終了すれば、実費弁償方式が採用されているとはいえるが、財団が消滅する危機に直面するのであれば、事態は一変する可能性がある。このような事態に対するリスク・マネジメントを図る必要がある。(意見)

経済労働部			
経営支援課	債権	①中小企業設備近代化資金貸付金 (過年度未収金)	34,688,998
経営支援課	債権	①中小企業設備近代化資金貸付金 (履行期限未到来債権)	2,330,000
経営支援課	債権	②中小企業機械類貸与資金貸付金	275,173,000
経営支援課	債権	③小規模企業者等設備資金貸付金	504,778,000
経営支援課	債権	④小規模企業者等設備貸与資金貸付金	601,304,000

中小企業者に対する貸付による経営支援としては、①設備近代化資金貸付金(愛媛県中小企業高度化資金貸付規則によるもの平成11年度末で貸付事業廃止)、中小企業設備貸与資金貸付事業(財団法人えひめ産業振興財団に対する設備導入資金貸付金取扱要領によるもので平成11年度末で貸付事業廃止、全額償還済み)②中小企業機械類貸与資金貸付金(財団法

人えひめ産業振興財団に対する中小企業機械類貸与資金貸付金取扱要綱によるもの)③小規模企業者等設備資金貸付金(財団法人えひめ産業振興財団に対する設備導入資金貸付金取扱要領によるもの)、④小規模企業者等設備貸与資金貸付金(財団法人えひめ産業振興財団に対する設備導入資金貸付金取扱要領によるもの)がある。①については、直接県が中小企業に貸付していたが、②、③、④は財団法人えひめ産業振興財団経由で貸付している。現在②、③、④については、財団法人えひめ産業振興財団より償還計画通り償還が進んでいる。他方①については、上述の過年度未収金 34,688,998 円は期限到来後も未回収のものであり、これにかかる延滞金 18,230 円との合計 34,707,228 円が問題債権である。

監査結果

中小企業者に対する貸付による経営支援は、現在は財団法人えひめ産業振興財団経由で行っており、貸付先評価、回収等の債権管理は同財団が行っており、県は同財団より償還を受けるが、一方、過去の県より中小企業者への直接貸付について不良債権化している。例えば全般的な事項で述べた不納欠損相当額としては、少なくとも、倒産し回収困難な相手先に対するもの全額、分割回収中のものに対する額の 1/2 相当額の合計 30,000,000 円程度がある。(意見)

農林水産部	農業経営課	
債権	就農支援資金貸付金	173,963,000

愛媛県は「就農支援資金貸付金」という名目で、(財)えひめ農林漁業担い手育成公社に対し 1.6 億円、農協等に 0.2 億円を貸し付けている。そのうち 2/3 は国の資金である。上記貸付金は、平成 17 年度から 33 年度にかけて、約定どおり、県に対する返済が実施されることになっている。

監査結果

出捐金に関する全般事項で述べたが、この公社に対しては出捐金があり、この運用も含めて同公社の資金運用についてみた上でこの貸付した資金が有効活用されているかを考えるべきであるとの観点がある。従って県としては、財団が貸付金として使用していない資金(55%部分)の早期回収を図りうる可能性を探りつつ、今後同様の資金貸与については、貸与必要額の厳密な算定が望まれるところである。(意見)

保健福祉部	障害福祉課	
児童福祉施設入所措置費負担金		34,600,000

児童福祉法に基づき入所措置された扶養義務者等に対する負担金である。県下に3カ所ある児童相談所（中央、東予、南予）が負担金の決定・徴収事務を行っている。対象児童の児童福祉施設への入所措置をとったとき、所得水準に応じた個人負担分を扶養義務者から徴収する事となっている。納入義務者の生活困窮等の理由により、毎年度約900万円の新たな未収債権が発生している。

現在のところ、未徴収額のうち行政債権時効の5年経過分は自動的に不納欠損処理している。ちなみに平成16年度の不納欠損処理額は284件で約567万円であった。

イ 徹徴強化について

債務者は総じて生活困窮者であることから、債権の回収は困難な状況にある。

児童相談所による督促状の送付、電話や家庭訪問による督促及び債務者の生活状況の把握により回収に努めているが、過年度分の債権回収は、毎年度9%程度に留まっている。

また平成15年9月より「児童福祉施設入所措置費負担金徴収マニュアル」を作成して未徴収額の抑制に努めている。

監査結果

制度の性格上、未徴収額が発生することはある程度やむを得ない面がある。しかしながら、県民財産の管理責任は所管部課にあり、安易に不能欠損処理を待つことなく、積極的な回収努力が求められる。（意見）

保健福祉部	障害福祉課	
債権	心身扶養共済制度年金過払金	80,000

過払金発生の原因

年金受給者が亡くなった後も、そのことが分からず年金を支払いつづけてしまったため、過払いが発生した。通常ならば遺族等に返還を要求するところであるが、その遺族が生活保護を受けており、また支払う意思はないところから、返還されないままになっているところである。

監査結果

今後の対応として、80,000円のうち既に40,000円については、時効を迎えており、残りも費用対効果を考えると裁判上の請求をするのは現実的とは言えないことから、今後も納付指導を続けていくことである。このような事態の根本的な発生原因として県と市町村とのシステムのリンクがうまくなされておらず、年金受給者の死亡が、市町村からデータとして県に送られるような仕組みになっていないことが第一に挙げられるので、今後、対処していく必要があると思われる。（意見）

保健福祉部	医療対策室	
債権	看護職員修学資金貸付金	335,993,500

愛媛県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年3月30日条例第19号）

保健師、助産師、看護師および准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する学校または養成所に在学する者並びに大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で将来県内で看護職員として業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、県内で業務に従事する看護職員の確保および質の向上に資することを目的としている。返還は、借入期間を最長として設定する。平成17年度から県の単独事業となり、予算枠が減少した。これは他の各種奨学資金制度の充実の影響と思われる。

返還義務の免除貸与を受けた者が、県内の所定の医療施設等において看護職員として一定期間（5年間）従事した場合には、修学資金の返還義務の免除を受けることができる。

貸付金の延滞発生状況と回収状況

年 度	延滞発生額	回 収 状 況
平成14年度	126,000円	平成17年8月末までに納入見込み
平成15年度	216,000円	平成17年6月2日納入済み
平成16年度	216,000円	平成17年6月2日納入済み

監査結果

各種奨学資金制度の充実の影響で平成17年度の新規貸付は7名に留まった。また、この制度は今年度から県の単独事業となり、予算枠も減少している。これらの状況から、当該制度の存続について、その必要性とコストを再検討する時期に来ていると思われる。（意見）

保健福祉部	子育て支援課	
債権	児童福祉施設入所措置費負担金	28,226,140

児童福祉法に基づき、入所措置された児童の扶養義務者等に対する負担金である。県下に3カ所ある児童相談所（中央、東予、南予）が負担金の決定・徴収事務を行っている。対象児童の民間福祉施設への入所措置をとったとき、所得水準に応じた個人負担分を扶養義務者から徴収する事となっている。

現在のところ、未徴収額のうち行政債権時効の5年経過分は自動的に不納欠損処理している。ちなみに平成16年度の不納欠損処理額は685件で約610万円であった。

徴収強化について

児童相談所による督促状の送付、電話や家庭訪問による督促及び債務者の生活状況の把握により回収に努めているが、過年度分の債権回収は、毎年度1%前後に留まっている。

また平成15年9月より「児童福祉施設入所措置費負担金徴収マニュアル」を作成して未徴収額の抑制に努めている。（障害福祉課と共に）

監査結果

制度の性格上、未徴収額が発生することはある程度やむを得ない面がある。しかしながら、県民財産の管理責任は所管部課にあり、安易に不能欠損処理を待つことなく、積極的な回収努力が求められる。（意見）

債権	児童扶養手当返納金債権	24,382,730
----	-------------	------------

児童扶養手当制度は、父と生計が同一でない児童が養育されている家庭に児童扶養手当を支給することにより、その生活の安定と自立を促進し、児童福祉の増進を図る目的で、昭和36年度につくられた。

支給対象者は、①日本国内に住所を有する児童で②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童かつ③父の状況が次のいずれかに該当する児童を監護している母もしくは養育者である。
・父母が婚姻を解消・父が死亡・父が制令で定める程度の障害を持つ
・父の生死が不明・その他

受給者の前年の所得が、一定額以上ある時は、手当の全部または一部の支給が停止される。
具体的には、扶養親族が1人の場合の所得額が570千円未満の場合全部支給、570千円以上2,300千円未満は一部停止、2,300千円以上は全部停止となっている。

財源は、昭和60年7月までの認定者は、全額国費。それ以降の認定者は国費3/4、県1/4である。発生の経緯

受給者が受給資格を失ったとき、資格喪失届の提出が無いあるいは遅延した場合発生するケースがほとんどである。受給者には毎年の現況届けの提出を義務づけているが、さらに遅滞のない提出のため、受給者証交付、現況届の提出通知、現況届受付窓口、市町広報などの機会をとらえ繰り返し説明し周知を心がけている。また、「債権発生から消滅までのフローチャート」図を作成し、債権回収に努めている。

平成16年の新規未納金発生額は6件、2,827千円であった。また平成16年度での不能欠損処理額は、22件、6,530千円であった。

制度の必要性

母子家庭の現状を分析すると、平成15年度データで、離婚件数28.4万件、離婚率2.25（人口1,000人当たり）、母子世帯数122.5万世帯、平均年収は一般世帯の3分の1程度（母子212万円、一般世帯589万円）、養育費の取り決め状況は約35%となっている。かかる状況をふまえ、児童扶養手当による経済的支援とあわせて自立・就労支援に主眼をおいた総合的な母子家庭等対策を推進する必要がある。

監査結果

当該債権の発生は、各受給者に密着した情報収集を行っていれば、多くの場合防げるものと考える。さらに積極的な債権回収に努められたい。（意見）

平成14年8月から、市部に居住する支給対象者に関しては市に事務移管したが、郡部に居

住する支給対象者に関しては県に事務が残っており、さらに受給者に密着した支給事務が必要である。

債権	母子福祉資金貸付金	93,200,219
債権	寡婦福祉資金貸付金	17,481,221

母子福祉資金の貸付制度は、母子家庭の経済的自立を図る制度として、母子福祉対策のなかでもっとも重要な地位を占めている。この制度は、母子福祉法の前身である「母子福祉資金の貸付等に関する法律」に基づき、昭和28年度から実施されているものであり、現在は「母子及び寡婦福祉法」（母子福祉法の一部改正により昭和57年4月1日より施行）に基づいて行われているものであって、都道府県・指定都市及び中核市を実施主体として20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子に対し貸し付けられている。

貸付制度の運用については、都道府県・指定都市及び中核市が特別会計を設けて貸付を行っているが、その財源としては、国及び都道府県が繰り入れる原資と償還金等が充てられている。

監査結果

本貸付制度により、毎年一定の割合で未回収債権が発生している。そのうち、現年度回収率は過去10年平均で90.3%であり、ほとんどの債務者から適期に償還されている。

一方過年度分債権については、「母子（寡婦）福祉資金の償還金の資金別、過年度・現年度別収納状況調」によると、調定額のうち平成16年度償還率は、母子福祉資金は4.3%、寡婦福祉資金は5.2%に留まっている。

これら過年度分債権について平成16年度において所管課で分析を行った結果、本庁債権（市部）の回収率が低く地方局債権（郡部）の回収率が比較的高い状況がわかった。これは本庁においては各世帯に対する臨戸訪問等の機動性に欠けるためと思われる。このためより効果的な債権回収のため、平成17年度から各地方局に対し償還協力に関する事務を依頼したところである。またそのうえで平成17年度においては、本庁債権についてこれまでの滞納者に対して、ボーナス時期に合わせて一斉に電話や文書により償還計画表の作成や債務承認書の提出を求めるなど、債権回収に向けた組織的な努力を開始した。さらに平成17年度からは、借受者とより近い機関において将来の償還指導を視野に入れた貸付審査を行うため、貸付決定権限を本庁から地方局に委譲しており、今後発生する債権についてはこれまで以上の償還率が期待できる。

県の以上のような取り組みは一定の評価は出来るが、なにぶん開始したばかりであり、結果が出てから再評価の必要があると考える。（意見）

保健福祉部	保健福祉課
-------	-------

債権	民間社会福祉事業振興資金貸付金	233,000,000
----	-----------------	-------------

社会福祉法人の助成に関する条例等により、昭和 47 年の愛媛県社会福祉事業団の設立当初から貸付を行ってきたが、当該事業団における平成 7 年以降の貸付実績は新規貸付では 2 件 12,000 千円にとどまっており、平成 16 年度末ではとうとう貸付残高 0 円となってしまった。現在では、当該事業団に対しての無期限無利子の貸付金となってしまっている。

監査結果

今後の対応として、貸付実績が少ないと独立行政法人福祉医療機構が行う類似の貸付制度があることから、県は事業の廃止の検討もしている。平成 7 年度から 10 年間は貸付件数が 2 件しかないと考えると、もっと早い段階で事業の廃止を決定し、他の事業に資金利用できたならば、県の財産の有効な活用ができたとも考えられる。（意見）

債権	生活安定資金貸付金償還金	70,902,950
----	--------------	------------

昭和 50 年に制定された愛媛県生活安定福祉基金条例第 3 条第 4 項及び第 5 条の規定に基づいて低所得者に無利息で生活資金等を貸し付けていたが、平成 16 年度で新規貸付を廃止した。廃止した理由として、近年、貸付件数が大幅に減少し、平成 14 年度は 3 件、平成 15 年度は 1 件、平成 16 年度では 0 件となってしまったことと、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金等の他の制度により目的達成が見込まれることなどの理由である。

監査結果

貸付金の回収可能性に関しては、現在、返済期限が到来している債権のうち、県として回収不能と判断している債権は、時効期日が到来した貸付金のうち借受人が死亡又は行方不明となっているもの、約 23 百万円と考えているが、現実的には、時効期日が到来した債権からは回収がほとんど困難と思われ、その場合約 47 百万円となる。このように回収不能金額が多額に発生してしまった原因は、低所得者に対する貸付であることを差し引いても、不納欠損を引当評価し、債権の管理を厳格に行うという考え方方が根底にないため、時効到来まで有効な手段をとれなかったのではないかと考えられる。（意見）現状においては、県の対応として、不納欠損処理を段階的に行っていくしかないとのことである。

5. 土地・建物

土地	北持田所在県有地	156 m ²
----	----------	--------------------

普通財産で売払い処分対象県有地に計上されていない物件であって現在、未利用地とされている。この県有地は、大正4年に愛媛県立農業学校用地のため買収されたものであった。現地調査を行ったところ、事実上、袋地となっていて、隣接土地所有者等の通路用地として使用されている状態にある。



以上のような状況であるため、仮に売却が可能であったとしても、隣接土地所有者等に通路として売却せざるを得ないものと思われる。しかしながら、隣接土地所有者等としては、このような土地を、今更、共有地として購入するなどという意思は、通常、働きにくく、県は、隣接所有者等に売却交渉を続けていくことであるが、難航することは必至であると思われる。個人の財産で他人が使っていたらこうはならないと思われる。

監査結果

何故、早い時期に手を打ってこなかったのか、疑問が残る。しかしながら、このまま何もできないということで放置しておくことはさらに問題である。この地番の地方自治法でいう「適正な価格」での売却にこだわらず、近隣に説明会を開いた上で希望者への売却を打診する等の具体的アクションが必要である。この土地については、現地視察後、平成17年12月22日隣接土地所有者3名に売却となった。全般的な事項において、遊休県有地の処分のフローについてみた際、「処分が困難と思われる物件について、処分のための交渉、努力がなされているか」がポイントの一つとしたが、結果としてこの土地については、これが不十分であったと推察される。(意見)

土地	元岩崎町公舎(3)	658.35 m ²
----	-----------	-----------------------

この土地は、県所有になった経緯は不明であるが、その一部が、隣接家屋の進入路となっていることから、地元調整等の検討が必要であり、遊休県有地処分計画では、公表保留分として整理されている。(写真参考)



監査結果

現地調査の結果、実際にもその一部は舗装された道路となっており、隣接家屋の進入路となっていることは間違いないが、それだけをもって、公表保留とまでする必要は無いと思われる。隣接家屋にとっては、既に事実上、進入路となっているのであり、買取り要請等の地元調整を続けても交渉が難航することは必至であり、解決するまで遊休地の処分を待っていたら適時適切に売却等することが、困難となってしまうであろう。実際、売払い処分対象県有地として公表されているものの中にも、接道条件により、建築物の建築が制限される物件も含まれているにも関わらず、本物件について例外とするのには、疑問を感じ

る。(意見)

土地	元岩崎町公舎(2)	48.00 m ²
----	-----------	----------------------

現地調査の結果、この土地は、昭和 27 年に買収したものであって、現状は完全な舗装道路である。随意契で売り払い後、実態が道路となっている部分が残地として残ったものであった。

監査結果

これは、とうてい売却不可能であって、現在未利用地としての遊休資産であるとして扱うべき物件ではない。むしろ、「県の保有する道路」として認識したほうがよいと思われる。「遊休県有地」の定義付けをもっと明確にし、現状に則して対応していく必要があるのでないかと感じる。(意見)

土地	東温高等学校敷地	1,465.57 m ²
----	----------	-------------------------

実地調査の結果、この土地は昭和 37 年に寄付によって県が取得したものであるが、面積は 1465.57 m²あり、行政財産としての利用は、昭和 56 年に終了している。伊予鉄道の駅と線路に平行して隣接しており、現在は荒地の状態で保有されている。東温市が現在、土地区画整理事業を行っているため、処分を保留しているとのことである。

監査結果

今後の利用方針としては、土地区画整理事業実施後に検討するということであった。しかし、荒地のまま放置しておくよりも、駅の傍でもあり一時的な何らかの利用方法をもっと検討してみるのもよいのではないかとも思われる。(意見)

土地・建物	旧新居浜保健所敷地・建物	1656.71 m ² (土地)、1230.71 m ² (建物)
-------	--------------	---

実地調査の結果、この物件は昭和 39 年ごろ取得されたものであって、現在、土地が 1656.71 m²と、その上に、旧保健所であった解体されずに残っている建物 1230.71 m²があった。保健所として利用されなくなつた平成 7 年以降は、特に売り払い処分や他に転用されていなかつた。



監査結果

場所等の好条件からして、今まで処分、転用等がされていなかつたのが不思議なほどの物件である。実際、今後の方針として、土地と建物を併せて売却する予定となっている。

未利用となつた平成 7 年以降売却処分等の決定までに時間がかかりすぎ、県有財産の適切

な管理という点では、好機を逃してしまったのではないかとも考えられる。(意見)

土地・建物	職員運動場
-------	-------

昭和 49 年、松山市東石井土地改良区から 356,255 千円で買収し、同年、ため池を運動場新設工事(31,475 千円)を行いその後、バックネット、トイレ(4,397 千円)、物置、テニスコート(16,197 千円)、植栽、ベンチ、フェンス等に手が加えられている。広さ 14,721.31 m² あり、サッカー1面又はソフトボール2面が可能で、又全天候型テニスコート2面がある。運動場使用願を提出し、許可書の発行により使用が許可されるが、土曜、日曜は県庁のサークルが使用し、平日は地区、公的団体、町内会に無料で貸付しているのが現状。利用は県職員最優先、次いで地元団体、地元以外の団体、その他の順で予約簿に記入し、予約することになるが、テニスコートは抽選となる。大きな大会は内容によるが例外的に優先利用を認めている。グランドの利用時間は年平均 1 日当たり利用時間は職員 3 時間、県民 3.1 時間、テニスコートは職員 5.7 時間、県民 0 時間である。この県財政の悪化に伴う県有施設の積極的な売却方針に基づき、この運動場の売却も検討されたが、都市公園等指定されており、売却には障害がある。

監査結果

都心の憩いの場としての環境を有しており、県民にもっと知らしめ、利用時間をアップすることがこの土地の有効利用になる。具体的な周知策を検討する必要がある。(意見)

土木部	河川課
土地	国近川水系国近廃川敷地

当廃川敷地は、昭和46年に廃川となった跡である。その後昭和51年から平成2年まで建設残土等で埋め立て現在に至っている。敷地の隣地はほとんどが民間G社工場であり、一部が松前町有地である。写真のような状況である。



当廃川敷地の現状は、草刈り等の管理は全くされておらず、雑草が茂り放題となっており、敷地内に足を踏み入れることは困難な状況である。北側の入り口には車両進入防止柵が設置されており、北半分への車両進入は不可能である。しかし南半分は車両進入防止柵はあ